

クラブ活動における体育事故の一検討

中山 克彦*・河内 貞夫**・藤井 浩二*

An Investigation on the Athletic Accidents in the Club Activities

Katuhiko NAKAYAMA, Sadao KŌCHI and Kouji FUJII

Abstract

The sports in our country have developed as a part of school education. Under the leadership of an adviser, the players in the athletic club must train themselves up to the limitations of human faculty in order to get the higher level of technique. Even if an adviser makes a careful coaching plan and takes the utmost care, it is difficult to prevent athletic accidents.

In this paper, We discussed the ideal way of the advisers in the technical colleges who must harmonize education, research, guidance and school administration.

1. ま え が き

スポーツの効用は肉体的能力ならびに精神力を高めるものとして、古代ギリシャの昔から文化の発達と共に重要視されてきた。ことに、最近、平均寿命の延長に伴う高齢化社会の出現は、生涯教育の一環として「みるスポーツ」から「参加するスポーツ」へとかわりつつあり、健康管理ないし健康増進として、スポーツ熱は全国的にたかまっている。いわゆる「早朝野球」「ママさんバレー」といったサークルも続々生れてきた。また、産業職場でも生産工程の合理化、機械化にともなう単純労働から人間性を回復する場として職場スポーツが奨励されている。今後、週休2日制の導入と余暇の善用によって、スポーツはますます盛んになるであろう。

これまで、わが国のスポーツは学校教育の一環として発達してきた。すなわち、知育、体育、徳育の三分野の調和的発達を目標とし、また、体育クラブ活動では、顧問の指導の下で規則正しい練習の反復繰り返しによって高度の技術を身につけ、「全国征覇」をスローガンに、人間の精神的ならびに肉体的限界に挑戦しようとしてき

た。この厳しい練習のなかで、如何に綿密なる指導計画と高度の注意義務を有していても衝動的、突発的に発生する体育事故は避けがたいものがある。一方、体育環境設備、コーチ陣の整備は現状において万全とはいい難く、一旦、体育事故が発生すると顧問に全責任がかぶさってくる。すなわち、クラブ顧問は体育事故という危険性をはらみながら連日の業務を行っているのが現状である。

そこで、本報告は大島商船高等専門学校ラグビー部事件（昭和53，8，25）の概要を報告し、次いで藤園中学校柔道部事件判決（熊本地裁，昭和45，7，20）の批判的検討をおこない、さらに、教育、研究、補導ならびに学校行政の調和をはかる高専クラブ顧問の在り方についての検討を試みた。

2. 大島商船高専ラグビー部事件

1) 事件の概要

昭和53年8月25日、大島商船高等専門学校1年在学中の池田康治（当時15才）が同校ラグビー部夏季合宿中に死亡したので、その概要について述べる。

池田康治は北九州市八幡区出身で、大島商船高等専門学校入学と同時にラグビー部に入部した。彼は中学時代

* 宇部工業高等専門学校

** 大島商船高等専門学校

に選手歴はないが、身長175cm、体重110kgと体格、体力ともに秀いでており、また、父親が早大時代ラグビー部員であったのでその影響をうけて入部した。性格は明朗快活、協調性あり、将来を囑望された部員であった。ラグビーは中学校にない新しい種目であるため、入部以降練習は上級生と区別しておこない、もっぱら基礎練習に主眼をおいていた。夏季休暇となり、学生は帰省した。8月17日、顧問は父兄宛に合宿計画と合宿参加の依頼状を発送した。

8月24日、ラグビー部員23名は合宿のため帰校した。当日はミーティングを行い、全員の健康状態をきいた後、合宿目的、練習計画ならびに諸注意を行った。

翌25日、部員は7時15分に起床し、7時40分に朝食をすませた。練習は8時30分に開始して、グラウンドで主将の指導の下にジョッキング、柔軟体操を15分間おこない、8時50分から2人1組となり、400mトラックでジョッキングを3回繰り返した。さらに、30mの軽いダッシュの上、同じくジョッキングを5回繰り返した。しばらく休憩した後、上記と同じ運動を3回行った。この時、1年部員2、3名と上級生との間に差がでたので、全員スタート地点へ帰るように指示した。そして、全員テントの中で休憩させ、次の練習方法について説明した。

30分休憩後、主将の号令で3列縦隊となり、400mトラックを10周する目標でスタートした。2周目までは全員スピードがかわらなかったが、3周目より遅れるものが出てきた。8周目をまわった頃から池田康治が列から離れた。その時、主将に吐き気がすると申し出たので、顧問とOB2人で近づくと多少足もとがふらついており、用便を訴えたので2人で両脇にかかえて便所へいった。便所でTシャツを脱がせ、汗をふいてやり、用便の前に洗面することをすすめた。水道の前につれて行き、顔を洗わせようとする前にかがみこみ、その場に座り込んでしまった。彼は110kgという肥満体であったので、2人で抱きかかえたが、その時すでに意識がなかった。すぐさま水を顔にかけたが何等反応を示さなかったため、ただ事でないと感じ、すぐさま大島病院に往診をたのんだ。その後、学生主事ならびに北九州市の両親へ連絡した。

2) 病院の状況及び葬儀

即刻、大島病院より院長が往診にこられ、事情説明後応急処置をして、池田康治を病院につれて帰られた。その時、血圧が80mm/Hgまで下っていたのでいささか不安を感じた。点滴、注射等の処置をされて、彼は一時

の興奮状態に入った。約10分間の興奮状態が続いた後、静かになり、呼吸が安定して眼を開いた。医師が声をかけるとこれに応じ、二言三言返事をした。この時、血圧は150mm/Hgまでのぼっていた。医師の所見では「脳内に静脈りゅうがあり、この静脈りゅうの破裂によるかもしれない」とのことであった。

午後3時頃から容態が急に悪化し、医師、看護婦の処置もあわただしくなった。この時、血圧は80mm/Hgからのぼらず、医師が種々の治療を行ったが、容態はますます悪化していきばかりであった。ついに、午後4時40分、池田康治は医師団（内科医2名、外科医1名、看護婦若干名）の手厚い看護もむなしく15才にしてこの世を去っていった。午後5時、両親が北九州市よりかけつけてこられ、悲しみのあまり動転されたが、しばらくして平静をとり戻され、医師より病状ならびに死亡経過の説明をうけられた。

遺体は葬儀のため北九州市の自宅へ帰すことになった。午後7時30分、遺体をのせた車は病院前に整列したラグビー部員に見送られ、北九州市へむかって出発した。午後11時30分、遺体は自宅へつき、急をきいてかけつけてこられた親族方と対面した。

葬儀は翌26日午後1時より自宅で行われ、次いで告別式が午後3時より水巻カトリック教会で挙行された。告別式には学校側より校長、寮務主事、学級担任、ラグビー部顧問、庶務課長、ラグビー部OB4名、ラグビー部主将以下7名ならびに級友数名が参列し、涙のうちに遺体に永遠の別れを告げた。

※顧問談：事件前夜は帰校してきた部員を集めミーティングを行い、休暇中の健康管理についての確認した。睡眠時間、食事摂取の記録、体重の記録などを義務づけ、事前に十分の配慮はしたつもりである。当日は快晴で若干蒸し暑かったが風もあった。休息のためテント、水、塩、練習着のとり換え用、タオルなども準備させた。前半終了後もテントの中で全員の様子を確かめ、30分の休憩で十分体力も回復したものと思った。池田康治は元気よく返事をしている。気分が悪くなり隊列から離れた後の処置としてもよかったと思っている。ただ、残念なことは休暇を終え合宿に入る前、医師による健康診断を実施しなかったこと、および心電図をとらなかったことの反省が残っている。再度、このような事件が発生せぬよう高度の注意義務を果すつもりである。

3. 藤園中学校事件判決の批判的検討

1) 事件の概要

クラブ活動における体育事故の判例としてモデルケースとなったのは、熊本市立藤園中学校事件（熊本地裁昭和45，7，20）である。

この事件は、昭和41年5月、藤園中学校に在学していた中川穂積（当時13才）が、同校特別教育活動の一環として行われていた柔道部練習中に起きた事件である。彼は練習の相手をして川田晴夫（熊本商大付属高校、柔道初段）との「約束げいこ」で川田から背負い投げの技をかけられた。ところが、中川は入学して間もない初心者であったため、背負い投げに対する受け身の技を習得していなかった。また、川田が投げようとした方向に他の部員がいたため、投げる方向をかえたので、中川は頭を畳に強打し、脳内出血、脳軟化症の傷害を受けた結果、言語障害ならびに右半身麻痺の後遺症によって、労働能力の8割を喪失した。

そこで、中川及び両親の中川仁、中川博子の3名が熊本市に対して国家賠償法第1条「公権力の行使にもとづく損害の賠償責任、求償権」及び民法715条「使用者の責任」にもとづいて、また、藤園中学校長高田三千男、柔道部顧問坂口隆範に対して民法709条「不法行為」にもとづいて損害賠償を請求した事件¹⁾である。

2) 熊本地裁判決の要旨

熊本地裁判決は「原告中川穂積が事件当時13才の男子であり、その学業成績は熊本市内一流小学校五福校において首位であった。かりに、この事件がなかったならば、相当程度の収入を得ることが可能であり、少なくともその収入は日本における製造業（規模10—29人）の男子労働者の賃金を得ることはできた。したがって、昭和44年度労働白書にもとづくホフマン式計算によって、被告熊本市は原告中川穂積に対し、金1,000万円、原告中川仁、同博子に対し各50万円を支払い、また、被告高田三千男、同坂口隆範に対する請求は棄却²⁾」を命じた。

また、同様な事件は島根県立大社高等学校でも起った。昭和51年6月18日、大社高校一年板倉厚志（当時15才）が同校柔道練習場で課外活動の柔道練習中に、初段の部員から5本続けて大外刈りをかけられ、受け身に失敗して頭から落ち、頭、首をうって脳幹部損傷で死亡した。この事件に対して、松江地裁は被告島根県に対して

裁判所計算による損害賠償額2,000万円の支払いを命じた（松江地裁 昭和54，3，28）。

すなわち、判例のとり立場は、国公立学校における教育活動を、国家賠償法にもとづく「公権力の行使」として積極説をとり、被害者救済のため被告である地方自治体に対して損害賠償責任を明らかにした。また、被害者が加害公務員個人に対して損害賠償を請求できるかについては否定説と肯定説があるが、判例は否定説が支配的である。ことに教師個人については直接責任をおわないとする説が有力である。たとえば、教師が生徒の非行を懲戒した田川東高校事件（福岡地裁飯塚支部、昭和45，8，12）教師が盗難取調中に暴行を加えた庄内中学校事件（福岡地裁飯塚支部、昭和34，10，9）の判決でも教師個人の損害賠償責任は否定している³⁾。おなじように、熊本地裁も校長ならびに柔道部顧問の損害賠償責任は否定している。

3) クラブ顧問の注意義務

熊本地裁判決（昭和45，7，20）は「藤園中学校の保健体育担当教員であり、柔道部顧問であった被告坂口としては柔道の練習に危険が伴うものであり、特に原告中川穂積の如き中学校入学早々柔道部員のそれには技倆未熟による事故を伴いやすいので、その練習方法については、同部の年間指導計画中に5月の月間指導内容として規定されていたように、基本技能の練習（礼儀作法、各種姿勢、受け身、運び足、投技の解説練習）に止め、それ以上の行動をとらせないように厳重に指導監督すべきである⁴⁾」とした。

また、当日被告坂口隆範が熊本市内商工倶楽部において開催されたP.T.Aの会合に出席中に当該事件が発生したので、「自ら指導監督に当ることができないような場合には、当日はその練習を中止させるか、あるいは自己に代るしかるべき指導監督者を付して、これを実施せしめるなどしてその安全を図るべき職務上の注意義務があった⁵⁾」として指導上の過失を認めた。

おなじように、大社高校事件の松江地裁判決（昭和54，3，28）でも「事故当時板倉厚志は入部2カ月の初心者。受け身の練習も10日余りしかしておらず、大外刈りに対応できる技術を習得していなかった。柔道部顧問吉野二郎教諭が安全第一の立場から板倉厚志の体力、技能をは握し、疲労が見られる場合には休憩させるとか、相手部員に強く技をかけない、などの指導をしていれば事故の発生は防止できたはず⁶⁾」として、吉野顧問に指

導上の過失を認めている。

この判例の立場を検討すると、顧問の技術指導能力をもつことが前提条件とされているので、現場の学校行政的視野から種々の問題点が存する。先ず第1に顧問の技術指導能力の有無である。現行の顧問制度では必ずしも高度の専門的能力と注意義務を有する教師が顧問に任命されていないのが実状である。多くの学校においては、ただ単に年が若いとか、男子であるとか、新任であるとか、などの理由によって安易に任命されているようである。教師は担当教科によって採用されているのであって、顧問としての指導能力の有無は問題にされておらず、また、指導能力をもつ教師でさえ、サービス業務ないし負担のかかる顧問にはなりたがらない傾向があるといえる。ことに、体育事故の危険性があるラグビー、柔道、野球部顧問の選出には各校とも非常に苦慮しているのが現状であろう。

第2に顧問不在の時の練習方法である。クラブ活動は若い世代に体で覚えさせる教育活動であり、講義の緊張を体を使うことによって発散させるところに利点がある。ことに少年時代は理論より実技から入っていく方が効果が大きい。したがって、顧問不在の時の基本技能の練習(礼儀作法、各種姿勢など)は一般的に興味をもてないから如何に上級生の指導が秀れていても、逆に無理であり、顧問がクラブ活動に出てこそ始めて可能になる練習である。すなわち、顧問不在の時は、かえって体で行う基礎練習実技の反復繰り返しの方がより効果が大きい。

第3に顧問不在の場合は「当日はその練習を中止させるか、あるいは自己に代るしかるべき指導監督者を付して、これを実施せしめる」と判決は指摘している。これを逆説的にいえば、顧問は練習中は必ずついているなければならないことになる。いうまでもなく、クラブ活動は正常の勤務時間外にまで行われることが通常であり、顧問が練習にでることを義務づけることは顧問の指導力の有無とも関連し、先ず不可能に近い。また、自己に代るしかるべき指導監督者を求めることは、現実には至難の技である。この判決がでてから各学校のクラブ活動の練習時間が短縮されたことを考察する時、顧問の法的責任の複雑さが思料される。

4) 副顧問、校長の注意義務

藤園中学校では柔道部は副顧問制を採用している。正顧問坂口隆範、副顧問村元春雄およびコーチ白石礼介の

3名で柔道部活動を協議し、部員を技術の習熟度に応じて3段階に分け、予め定めた年間実施計画に基づいて実技指導を行っていた。

しかるに、本件事故発生当時、副顧問村元春雄は生徒指導主任会議に出席して不在であった。前述の如く、正顧問はP.T.A役員総会に出席し、両者とも不在のまま練習は行われていたわけである。さらに、コーチ白石礼介は勤務の都合午後5時半頃学校にくるので、これもまた不在であった。

判決(熊本地裁, 昭和45, 7, 20)では「副顧問村元春雄は月に2回位顔を出す程度で専らその指導をコーチの白石に任せ、当日はいつものように本件柔道練習が始められるであろうし、現に行われていたことを熟知しながら、本件柔道練習につき何等の配慮もしないで、慢然と学校を退出したことが認められ、他に上記認定を左右するに足りる証拠はない」と指摘し、また「被告は本件柔道練習についての指導監督義務を放棄したに等しく、被告においてすくなくとも実技指導者の白石がくるまでは自ら指導監督に当るなり、他にこれを依頼するなどし、生徒の生命身体安全確保につき適切な措置をとっていたならば、本件事故の発生を防止しえたであろうと考えられるので、この点に被告の過失が存するものといわなければならない」とした。

現在、副顧問制の実施は多くの学校において採用されている。その理由として①業務が多種多彩で一人では労働過重になりすぎる。②体育事故の危険性を伴うため、応急措置の必要上。③2人でコンビをとって指導した方が効果が大きい、などがあげられる。ちなみに、その業務分担は五分五分から九分一分まで各学校の実状によって異っている。藤園中学校ではコーチの白石礼介が主として実技指導に当たっており、また、コーチがいるので副顧問は「月2回位」の練習参加で足りた。他方、学校ではクラブ活動中に種々の会議(たとえば生徒指導主任会議)が開催されると顧問は会議の方へ出席しなければならない。その場合、「柔道練習についての指導監督義務を放棄した」といえるか否かについて疑義を呈する。現場の学校行政では会議の方が優先するのも致し方ない場合がある。次に、コーチは殆んど無報酬に近いサービス業務であり、勤務が終わらなければ練習に参加できない。藤園中学校の場合、コーチが練習にでるのは午後5時半からであり、一方、柔道部練習は午後4時半から始められ、その時差は如何ともし難い。その間のクラブ活動は、通常主将の指導の下に行われているのが実状であり、顧問が常時ついているのは不可能に近い。

判決は校長高田三千男について「その部下職員である被告坂口が上記のような注意義務を尽すよう監督義務があった」として校長の職責を問うている。かりに、常時練習に参加する顧問を配置することが校長の職責であるとするならば、これまた困難な問題である。ちなみに、競技に素人の顧問を配置することはできず、指導能力ある顧問を各クラブに探すことは不可能に近い。あわせて、練習参加を義務づけたならば、顧問辞退は増加の一端を辿るであろう。したがって、この熊本地裁判決は現状をふまえていない箇所がみられるといえよう。

5) 損害賠償責任

校長ならびに顧問の損害賠償責任についての判決（熊本地裁 昭和45, 7, 20）は「国家賠償法第1条により被告熊本市に賠償の責任が認められる以上、被害者の救済については満足すべきものであるから、その公務員たる被告高田、同坂口は行政機関としての地位においても、また個人としても直接原告らに対し、賠償の責任を負うものではないと解するのが相当である」として損害賠償責任を否定した。ただし、被告熊本市は原告中川穂積に対し金1,000万円を、原告中川仁、同博子に対し各50万円を「被告穂積の成長を最大の楽しみとしていたにもかかわらず、再起不能の状態は陥ったもので、負傷後の看病、その他の心労および今後に対する失望、危ぐの精神的損害」として支払うよう命じた。

すなわち、被告熊本市は損害賠償の義務があるが、その公務員である校長ならびに顧問の損害賠償責任は否定するという判旨であった。

周知の如く、ラグビー、柔道、野球など過激なスポーツは体育事故をおこしやすく、たとえ指導者が高度の注意義務を有していても体育事故は起りうる。また、本人はそれを承諾の上で、かつまた、自己の任意の意志で入部している以上、クラブ活動によって発生する体育事故については、その指導者に対して損害賠償責任を追求すべきではないという妥当な解釈である。被告熊本市に対して損害賠償責任を命じたのは、あくまでも被害者救済の立場からすすめた論理であると思料される。

4. 民法の法理と体育事故

1) 体育事故の法理

伝統的に英米法では「承諾者に対しては権利侵害は成立せず」という法諺がある。すなわち、明示もしくは黙

示の承諾をした被害者は相手方の不法行為に対して損害賠償請求ができないとする法理である。したがって、スポーツの場合、その加害行為がその競技のルールに著しく反していないで、また、通常予測され、許容された行為によって起きたときには、その競技に参加した者全員がその危険性を予め受容し、加害行為を承諾しているものと見做すべきであり、加害者の行為は違法性を阻却する⁷⁾ というものである。

たとえば、ボクシングの試合中にパンチがききすぎて死亡、あるいは失明したり、ラグビーの試合中に骨折したりする場合はこれにあたる。ボクシングやラグビーの如き過激なスポーツはこのような体育事故は避けられない宿命である。また、野球選手がライナーをうち、たまたまそのボールがスタンドで観戦中の観客の頭に当たって負傷した場合も、同様に社会的に承認された範囲での加害行為であれば、違法性は阻却され、損害賠償責任はまぬがれる。さらに、ルールに反則した行為であってもその反則の程度が、とくに常識を逸脱したものでなければ同様に違法性は阻却され損害賠償責任はない。

すなわち、体育活動中の事故については指導者は指導者としての、選手は選手としての通常必要と思われる注意義務が基準となるのであって、この点が一般の不法行為と異なり、特殊な法領域を形成しているといえよう。ちなみに、一般の不法行為は民法709条の構成要件が問題となるが、体育事故の場合は民法715条が法的根拠となる。

2) 民法715条の法理

民法715条は「或事業ヲ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加エタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス。但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ、又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス」と規定している。この使用者責任の規定は先ず被害者の保護という見地から検討され、被用者は通常損害賠償するに十分な財力をもっていないので、使用者に損害賠償責任をおかせようとする。また、使用者はその設備を使用し事業活動を営むことによって利益をあげているのであり、利益のある使用者に損害賠償も帰せしめるべきだという法理である⁸⁾。すなわち、使用者が事業活動によって利益をあげる一方、生じた損害についても賠償責任をおうのである。使用者責任の法理は、被用者の行為によってそれだけ使用者の社会的活動ないし利益追求がなさ

れる反面、反射的におわされている義務である。

けれど、学校におけるクラブ活動の顧問の行為はいささか異ってくる。体育教師は正規の講義としてスポーツを指導することが認められ、また、顧問はそれに準ずる行為としてクラブ活動を指導することが認められている。さらに、このクラブ活動は学校における特別教育活動の一環として行われ、勤務時間外は教師の個人的サービスの提供であり、奉仕活動の一面を有する。顧問がクラブ活動に熱中すればするほど勤務時間外に及ぶことは通常である。この場合、顧問が部員の生命身体の安全について高度の注意義務を有することは当然である。

ちなみに、民法715条後段は使用者が「被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督に付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ」または「相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキ」は損害賠償の責任は免れることができると明記している。すなわち、前者は被用者（顧問）の選任及び指導監督について使用者（校長）が相当の注意をはらったか否かが問題となり、後者は被用者（顧問）の相当の注意義務と事故発生との因果関係が問題となるであろう。

つぎに、クラブ活動の部員が未成年である場合は民法714条の監督者の責任が問題となる。民法714条は「無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス。但監督義務者カ其義務ヲ怠ラサリシトキハ此限ニ在ラス」と規定している。ちなみに、この法理はゲルマン法の原則から由来している。ドイツ民法では、監督義務者が義務を果さない時に責任を問われ、また、フランス民法では、はじめ監督者がその行為を防止できなかったことを証明しなければ責任を免れないとされていたが、現行では公立学校の教師については国家が民事責任をおうと規定している。さらに、スイス民法では監督者が十分の注意を払えば免責されると規定している⁹⁾。これをうけて、わが国の民法714条も「其義務ヲ怠ラサリシトキ」は損害賠償責任は免れると定めている。

国公立学校の教師が講義中に、また、クラブ顧問がクラブ活動中に学生に損害を与えた場合、すなわち体育事故のときは国家賠償法が適用されることになる。国家賠償法第1条によれば「公務員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に損害を加えたときには、国又は地方公共団体はこれを賠償する責に任ず」と規定している。この規定が私法上の不法行為責任と異なるのは国又は地方自治体について免責事由が認められていないことと公務員個人に対して直接の損害賠償責任が認められていない点である¹⁰⁾。

けれど、公務員の職務について故意又は重大な過失があった場合は、国又は地方自治体はその公務員に対して求償権を有する（国家賠償法第1条）のであり、あくまでも「故意又は重大な過失」の有無が問題となる。したがって、公務員が通常の注意義務をもって職務を遂行すれば損害賠償責任は免れることになる。

3) 顧問の行政上の責任

国公立学校の顧問がその職務を行なうにあたって重大な注意義務を怠った場合の行政上の責任としては、分限処分として降任、免職（国家公務員法78条、地方公務員法28条）及び、免職、停職、戒告、減給（国家公務員法82条、地方公務員法29条）などの懲戒処分をうけることがある。

したがって、国公立学校のクラブ顧問がクラブ活動を通じて体育事故をひきおこした場合、刑事、民事の両責任のほかに降任、免職、停職その他の懲戒処分をうけることになるわけである¹¹⁾。ただし、その構成要件に故意又は重大な過失がある場合に、顧問はその職責を問われる。しかるに、顧問の選任については前述した如く安易に行われ、一旦、体育事故が起った場合に始めて顧問が狼狽するのが実状である。この点を配慮して、ことに体育事故の危険性ある顧問には、選任のときに問題点を明確にすべきだと解する。その場合、顧問選任の行政事務は難航するであろう。わが国では、伝統的に学校体育がスポーツの主流をなし、体育事故責任が曖昧とされていたが、このあたりで責任の所在を明確にすべき時機がきていると思料する。

5. 高専体制とクラブ活動

1) クラブ活動と顧問

高専体制ではクラブは学生会の所管となっている。宇部工業高等専門学校学生会専門委員会細則第3条に「総務、文化、体育各委員会は指導教官（顧問）を置き」と規定し、また、同校学生準則第21条に「学生が、体育、文化等の団体を結成しようとするときには、指導教官を定め」と規定している。すなわち、高専体制において顧問はクラブ設立の必須条件であり、また、クラブ活動は顧問の指導の下に行われている。

しかるに、顧問の任務ならびに職責については不明確のまま選任されている。顧問は学生会の所管であるにも拘らず、学生主事の推薦にもとづいて校長が承認する形

をとっている。したがって、辞令は学級担任には出るが顧問には出していない。その場合、一日何時間位指導すればよいのか、また、技術的指導か、精神的指導（学業成績を含む生活指導）かは曖昧であり、この件について本校において過去幾度か討議されたが、その結論はでない。一方、処罰学生の会議においてクラブ名がでて、あたかも顧問の責任だという雰囲気がある場合も少なくない。教育、研究、補導ならびに学校行政の調和をはかる高専体制において、顧問にどの程度までの職責を与えるかは困難な課題である。

本校では顧問は講師以上に任命され、助手ははずされている。また、顧問は肉体的労働がかかるので比較的若い世代にその職務がまわる可能性が高いが、同時にその世代は研究に没頭する世代でもある。この顧問と研究と両立という資質は教官の採用条件には該当されていない。一方、体育クラブにおいて顧問の情熱と熱意がすべてであるといっても過言ではない（傍点 筆者）。すなわち、高専では顧問の情熱と熱意があってこそ、規則正しい肉体的練習と精神的訓練が可能になる。この点がクラブ活動において大学の自主的活動と根本的に異なる点であり、高専の世代では部員は顧問の眼を意識しながら練習しており、顧問が休むと練習に熱がはいらない。

換言すれば、クラブ活動が活発なクラブには必ず精神的ないし技術的支柱としての顧問の存在がある。したがって、毎日練習に出て部員と身体的接触をもつ顧問をもクラブほど、チームワークは生まれ、顧問と卒業生とのつながりも含めてクラブ運営は円滑に行われている。

2) 宇部高専ラグビー部活動

宇部高専ラグビー部は、学校創立とともに発足した伝統あるクラブである。昭和41年、42年には山口県体（社会人の部）で連覇し、高専大会が始って昭和52年に準優勝、昭和47年に第3位、中国大会8連勝の戦績を残している。その蔭には、顧問と部員が「クラブ活動」と「勉学」との両立を図り、練習計画の立案に努力し、健康管理に重点をおいた好チームである。以下、練習方法の概要を述べる。

①基礎練習重視：2時間半の練習量で基礎体力づくりから筋力、スピード、持久力などの個人カルテをつくり、そのデータにもとづいて弱点の強化を図る。また、スポーツテストの資料も利用する。とくに、ラグビーは他の競技と異なり、初体験の者が多いので基礎的練習に多くの時間を必要とする。

②合宿訓練：春、夏、冬と年間3回行い、そのシーズンにあわせてクラブの目標を遂行する。その場合、健康管理には特に注意し、朝3時間、昼3時間の練習を行う。とくに、春は基礎体力づくりに重点をおき、12分間走など基礎的なものを積極的に加味している。夏、冬は基礎練習の上に実戦練習が主体となり、年間30—40試合を目標に気力とパワーとのバランスをとっている。

③正月 OB 戦：正月には毎年100名以上の OB と現役との試合で、現実社会の実状と現役へのアドバイスが大きな柱となっている。

④顧問の注意義務：ラグビーには体育事故が多いので、顧問は練習には毎日でて、細かいところまで手がとどくようミーティング強化に努力している。

⑤ラガー魂養成：5カ年間ラグビーをやったものは、他のクラブにはない気力、体力、パワーのついた立派な社会人として社会でも大きな役割を果たしている。

3) 宇部高専卓球部活動

宇部高専卓球部は第12回全国大会（福島）と第13回全国大会（岐阜）において連覇し（通算4回目）、特別表彰をうけたチームである。このチームは顧問とコーチがコンビをくんで5カ年計画で徹底的に指導体制をしいたチームであった。以下、練習方法の特質について述べる。

①年間100ダースの練習量：卓球部ではピン球の消費量が50ダースが普通であり、他校の倍の練習量を5カ年間続けた。年間60試合の試合数はこれを裏付ける。

②徹夜練習：勝負にセリ合った時、自己を支えるものは他人より異った練習体験からくる自信である。徹夜練習はこの目的のために行い、3月の合宿時に午後1時から練習をはじめ、午後6時夕食、午後12時夜食、午前7時朝食後就寝となる。

③正月合宿：12月の冬季休暇を合宿にあて、年頭の必勝祈願を八幡宮で行わせた。いささか神がかりであるが勝負にはいたし方ない。

④35キロマラソン：マラソンの効用は走りながら考えさせるのによい。また、毎日練習後6kmのランニングも同様な目的でおこなう

⑤正座による精神統一：「闘志なき者はコートより去れ」「一球入魂」が部訓であり、これを練習前に正座させて15分間唱えさせ、精神統一をはかり集中力の養成に努めた。

以上のような結果が岐阜大会に連覇の偉業をなしとげた原動力である。審判長講評に「宇部は全国一の練習量

をつんだチームである。ゲーム中の闘志、挽回力、反発力、サービスの多彩さはこれを物語る」とあったが、主力選手5年3名のうち、主将は腰痛、腱しろう炎のため6カ月通院、副主将は胃潰瘍のため2カ月入院させた病みあがりの選手であり、まさに「傷だらけの栄光」であった。

4) 顧問と校務分掌

高専体制において顧問は校務分掌においてそれほどの重きをおかれていないのが実状である。高専では、主事、主事補、学級担任が決まり、その後、学生主事が顧問を依頼する仕組みとなっている。高専が一貫教育として存立し、また、社会へ出てから役に立つのは知識とともに体力に支えられた気力であり、臨機応変の知恵を必要とするのは明らかである。しかも、企業から「バイタリティーと協調性を有する人材」の要請を求められ、その役割の一翼を担う顧問は、多くの危険性と法的責任をはらみ、かつ又、多大の労働時間ないし精神的苦痛と戦いながら、自己と家庭を犠牲にしているにも拘らず、時には顧問の道楽と蔑視されることすらある。もちろん、知育、体育、徳育の調和をはかる高専体制においてこのような風潮が助長されるようなことは決して望しいことではない。

ちなみに、高校では高体連の理事（山口県で各競技2名）になると講義時間は縮少される。野球部顧問もこれに準ずる。理事は競技の計画、世話をすると共に自己のチームを強化しなければならない責任をおわされている。ここにクラブ活動が自主的活動といいながら、高校生の年齢では自分たちだけで行うには難点があることを物語っている。高専でも大同小異である。

したがって、ラグビー部や柔道部の如く危険性をともなうクラブ顧問には校務分掌においてその労働量を正し

く評価し、校務分掌においてそれ相当の質的平等化をはかることが肝要であると思料する。そのためには、校長、学生主事をはじめ全教官の連帯感が不可欠の要素となるであろう。

6. ま と め

一貫教育である高専体制においてクラブ活動の果す役割は多大なものがある。けだし、体育事故に対する法的責任が明確にされぬまま顧問は任命され、指導を任されているのが現状である。そこで、顧問選出にあたっては、その職務と責任を明確にし、しかるべき行政処置をはかる段階にきていると思料する。

参 考 文 献

- 1) 判例時報：621号，pp. 73—74
- 2) 同 上：p. 75
- 3) 野村好弘：学校事故の民事判例，p. 37参照（有斐閣双書，1973）
- 4) 判例時報：621号，p. 75
- 5) 同 上：P. 76
- 6) 朝日：昭和54，3，29
- 7) 深谷 翼：体育法学，p. 12（フォトにっぽん社，1972）
- 8) 加藤一郎：不法行為，法律学全集 22. p. 165（有斐閣，1970）
- 9) 同 上：pp. 158—159
- 10) 藤井浩二他：現代憲法学，p. 198（酒井書店，1971）
- 11) 園部暢他：体育と法，p. 101（法律文化社，1976）

（昭和54年9月4日受理）